

広島県SR経営労務センター入会のしおり(社労士用)

1. 設立趣旨

当会は、開業社会保険労務士が中小事業主の相談を受けた場合に、その受け皿となれるよう会員社会保険労務士が集まって設立した労働保険事務組合です。会員社会保険労務士が加入事業所を獲得できなくても不利益を被ることはありません。会員社会保険労務士同士が情報交換し、互いに研鑽しあう場として和気あいあいとした雰囲気運営しております。

2. 入会のメリット

- ① 中小企業主の特別加入が取り扱えます。
- ② 加入事業所の労働保険料が少額でも年3回に分納できます。
- ③ 労働・社会保険に関連した研修会を行っており、情報交換や相談にも対応しております。
- ④ 労働災害上乗せ共済に加入できます。

3. 入会の方法

- ① 広島県社会保険労務士会に登録している社労士は、広島県SR経営労務センター会員2名以上の紹介を受けて入会申込書の提出により、広島県SR経営労務センターに加入することができます。入会金は不要です。(紹介者が見つからない場合、お申し出ください)
- ② 事業主の加入については
 - 労働保険事務委託書
 - 保険関係成立届
 - 労働保険事務委託会費内訳書
 - 特別加入申請書(希望する場合)を揃えて広島県SR経営労務センターに提出してください。

4. 担当社会保険労務士の事務負担

- ① 関与先事業所の労働保険料等の納入案内・促進
- ② 関与先事業所の労働保険事務組合(広島県SR)に対する提出書類の作成指導業務
- ③ 雇用保険適用事業所設置届・廃止届の届出(例外あり)
- ④ 雇用保険資格取得・喪失届及び離職票等の提出
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届の届出(例外あり)
- ⑥ 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

等については、担当社会保険労務士に責任を持って処理してもらいます。

(従ってそれに見合う顧問会費を事前に事業主と交渉して設定ください。)

なお、これら届出も事務組合名(広島県SR・記名押印)が入りますので注意が必要です。

特別加入の加入希望日については、十分に余裕を見て設定してください。

最短でも事務組合(広島県SR)から届出た翌日でないと承認されません。

万一承認前に事故が起きた場合はトラブルになる可能性があります。

5. 加入事業所の負担について

事務委託の会費は基本的には1社3,000円です。(労働保険料は別途必要です。)

- (1) ただし、二元適用事業の場合、1社で2～3の労働保険番号を持つケースがあります。
この場合、事務量に応じて平等に徴収すれば、労働保険番号が2つあれば6,000円、3つあれば9,000円のところ、会費は基本的に1社3,000円という基本方針に鑑み、+200円、+400円のみ追加徴収します。
- (2) 小規模企業への救済措置として、1～4名の企業は1,000円、5～15名の企業は2,000円とし軽減措置を講じます。
- (3) 従って、会費という性格上16名以上の企業は、いくら従業員が多くても3,000円以上は徴収いたしません。(従業員が多ければ多いほど当事務組合の作業量は増加しますが、会費という性格から3,000円を超えて徴収しません。)

① 基本会費

雇用保険 被保険者数	一元適用事業	二元適用事業(農林・水産・建設・港湾運送など)		
		雇用+現場労災	雇用+現場労災 +事務所労災	左記以外で 事業所が追加
16名以上	3,000円 / 月	3,200円 / 月	3,400円 / 月	+200円 / 事業場
5～15名	2,000円 / 月	2,200円 / 月	2,400円 / 月	
1～4名	1,000円 / 月	1,200円 / 月	1,400円 / 月	

② 特別加入

一人一保険につき年額2,000円(加入時期に関わらず)

同一人が末尾5と末尾6の両方で特別加入した場合は、年額4,000円となります。

6. 労働保険事務組合の名称所在地等

名 称 広島県SR経営労務センター

所在地 広島県広島市中区上八丁堀4-1アーバンビューグランドタワー 1005号

電 話 082-511-3335

F A X 082-511-3336

メール kensr-info@dream.ocn.ne.jp

事務所は平日の10:30～17:00の間、開けております。